

令和3年1月13日

ご利用者様・保護者様各位

たまみずきグループ
代表 櫻井元
たまみずき川越
所長 井上美紗子

緊急事態宣言発令に伴うたまみずきの対応について

いつもたまみずきの運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、1月7日に、1/8～2/7（31日間）を期間として、東京都、埼玉県を含む1都3県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。たまみずきの方針として、関係各所からの使用の制限等の要請がないことから、臨時休業はいたしません。

通常通り感染症防止に務めながら運営いたします。

今後、職員や利用者みなさまの陽性者が出た場合は以下の通り事業を休止することもございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 職員、利用者みなさまにおいて、陽性者が出た場合の手続き等
 - 1) 直ちに、事業所を休止
 - 2) 所管の行政機関に報告後、保健所の指示の従い、濃厚接触者の調査協力
 - 3) 濃厚接触者の指定を受ける前に職員全員のPCR検査を実施
(検査実施後1日で判明します)
 - 4) 職員の陽性者が出た場合は、関係各所に相談しながら休止期間を決定する。
約1週間から2週間で想定しています。
 - 5) 職員全員陰性の場合は、通常の運営に向けて対応。
- 2 通所支援事業(放デイ)について、事業所の休止時や利用者様において自主的に感染症防止のために利用を控える際の支援
事業所から電話等で、保護者の方の理解を得つつ、個々に応じた支援を実施したいと思います。
(具体的な内容の例)
健康状態の確認
保護者の方の困っていることなど
今後のスムーズな通所の再開のためのサポートなど自宅にいて感じるストレスの緩和になるようなサービスを提供できればと考えています。その際は通常通りの支援として利用料が発生しますのでご了承下さい。

ご不明な点がございましたら、何なりとご利用の事業所の職員にお問合せください。

以上